

○水戸市安心・安全見守り隊事業実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、高齢者、障害者や子ども等（以下「要援護者等」という。）が安心して暮らせる地域づくり及び安全な生活環境の整備を目的とした水戸市安心・安全見守り隊（以下「本隊」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(参加対象者)

第2条 本隊に参加できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 水戸市内に居住し、又は通勤し、通学する者
- (2) 水戸市内に所在地を有し、又は水戸市内で活動する団体等

(活動内容)

第3条 本隊に参加する者（以下「隊員」という。）は、業務又は通勤、通学、買い物、散歩等の日常生活における活動を通じて、次の各号のいずれかに該当する異変等を発見した場合は、別表に定める通報先（以下「通報先」という。）に通報するよう努めるものとする。なお、人が倒れている等緊急を要する場合は、警察、消防署等に通報するものとする。

- (1) 郵便物、新聞等が郵便受けや玄関等に数日間分溜まっている状態
- (2) 物干しに洗濯物が数日間放置されている状態
- (3) 認知症等の理由により、帰宅困難と思われる要援護者等が単独で外出している状態
- (4) 消費者被害や消費者トラブルが起きていると思われる状態
- (5) 公道に異常がある状態
- (6) 上記に掲げるもののほか、要援護者等に係る異変等

2 通報にかかる費用は、隊員の負担とする。

(通報先の役割)

第4条 通報先は、隊員からの通報があったときは、実情に即して誠実に対応するものとする。

2 通報先は、隊員が参加する会議等を適宜設けて、隊員に対する見守り活動に係る理解の促進や隊員間の見守り活動に係る情報交換を図るものとする。

3 本隊の活動内容の取りまとめ及び隊員情報の管理等を行う事務局（以下「事務局」という。）を高齡福祉課地域支援センター内に設置することとする。

4 本隊は、消費者安全法第11条の3に規定する消費者安全確保地域協議会の機能を兼ねるものとする。

(免責)

第5条 隊員は、通報の内容に誤りがあった場合、又は通報を行うことができなかった場合であっても、その責任を負わないものとする。

(秘密の保持)

第6条 隊員は、活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。隊員を退いた後も同様とする。

(参加手続)

第7条 本隊への参加を希望する者は、水戸市安心・安全見守り隊参加届（個人向け）（様式第1号）又は水戸市安心・安全見守り隊参加届（団体等向け）（様式第2号）を事務局に提出するものとする。

2 事務局は、前項の規定による届出を受理したときは、台帳等においてその情報を管理し、希望する者に対し、水戸市安心・安全見守り隊登録通知書（様式第3号）を通知するものとする。また、水戸市安心・安全見守り隊参加届（団体等向け）の届出をした者のうち、希望する者については、水戸市ホームページへ団体等名を掲載するものとする。

(参加期間)

第8条 隊員の参加期間は、次条の規定による辞退又は第10条の規定による取消しを受けるまでとする。

(辞退)

第9条 隊員が参加を辞退するときは、水戸市安心・安全見守り隊辞退届（様式第4号）を事務局に提出するものとする。

(参加の取消)

第10条 事務局は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、その参加を取り消すものとする。

- (1) 前条の届出があったとき。
- (2) 活動の遂行ができなくなったとき。
- (3) 隊員としてふさわしくない行為があったとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、事務局が不適切と認めたとき。

(隊員情報の管理)

第11条 事務局は、隊員の情報について適切に管理し、隊員の許可なく外部にその情報を漏らしてはならない。

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、令和3年5月1日から施行する。

水戸市安心・見守り隊通報先一覧

1. 要援護者等に関すること

名 称 高齢福祉課地域支援センター（水戸市地域包括支援センター）

所 在 水戸市中央1-4-1

電話番号 029-232-9110

（土曜日、日曜日及び祝日においては 029-224-1111）

2. 消費者被害や消費者トラブルに関すること

名 称 水戸市消費生活センター

所 在 水戸市中央1-4-1

電話番号 029-226-4194

（日曜日及び祝日においては 188【消費者ホットライン】）

3. 道路に関すること

名 称 道路管理課

所 在 水戸市中央1-4-1

電話番号 029-232-9195

（土曜日、日曜日及び祝日においては 029-224-1111）